

中野区教育委員会会議録

令和3年第22回定例会

令和3年8月6日

中野区教育委員会

令和3年第22回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年8月6日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時45分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

○欠席委員

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

子ども教育施設課長 塚本 剛史

基本構想担当課長 永見 英光

構造改革担当課長 石井 大輔

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

16人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第33号議案 令和小学校新校舎用什器類の買入に係る意見について
- (2) 第34号議案 給食室厨房機器の買入に係る意見について
- (3) 第35号議案 令和4年度使用教科用図書採択について
- (4) 第36号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

2 報告事項

(1) 事務局報告

- ①中野区基本計画（案）について（企画課）
- ②中野区区有施設整備計画（案）について（企画課）
- ③中野区構造改革実行プログラム（修正案）について（企画課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 22 回定例会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 33 号議案「令和小学校新校舎用什器類の買入りに係る意見について」及び議決事件の第 2、第 34 号議案「給食室厨房機器の買入りに係る意見について」は、関連する議案となりますので、一括して上程いたします。

それでは事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 33 号議案「令和小学校新校舎用什器類の買入りに係る意見について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、令和小学校新校舎用什器類の買入れにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出るものであります。

意見の内容につきましては、同意するというものでございます。

買入れを行います什器類につきましては、議案に記載しております種類及び数量となっております。金額は 6,336 万円でございます。

続きまして、第 34 号議案「給食室厨房機器の買入りに係る意見について」でございます。

こちらにつきましても同様に、同意するという意見を申し出るものでございます。

買入れの内容といたしましては、議案に記載しております塔山小学校を初め 6 校において、スチームコンベクションオープン 6 台で、金額は 3,459 万 1,700 円でございます。

ご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

令和小学校什器類の買入れの件ですけれども、内容については了解しましたけれども、この選定に当たっては、学校現場との意見の調整といいますか、要望等もかなりきちんと取り入れられた内容ということなのでしょうか。

子ども・教育政策課長

什器類の買入れにつきましては、当然現場の先生方のお考え、それから教育活動に十分な内容となるようなものを調整するというところで、十分な協議をまいっております。

伊藤委員

念のため確認なのですが、スチームコンベクションオープンのほうは、基準とかそういうものに見合った、今後十分に事故なく対応できるようなものということによろしいですね。

学校教育課長

昨年の中野第一小学校での食中毒の発生を受けまして、東京都の指導、それから区内に配属されております栄養士、こちらの研究会のほうの意見を踏まえまして、それで今後スチームコンベクションオープンを導入するということが、安全面も作業効率も上がる、そういう判断をしたところでございます。

村杉委員

私も、伊藤委員と同じことを伺いたかったのですが、スチームコンベクションオープンは、恐らく食材の中に効率よくしっかり熱が入るということでお聞きしていたかと思えますので、それで結構です。

ありがとうございました。

入野教育長

他にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは1件ずつ、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第33号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 34 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に議決事件の第 3、第 35 号議案「令和 4 年度使用教科用図書の採択について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第 35 号議案「令和 4 年度使用教科用図書の採択について」ご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、議案にありますように、令和 4 年度に中野区立小学校、中学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択をする必要があるためでございます。

採択についてでございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条により、特別支援学級で使用できる一般図書を除き、原則として 4 年間は毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものでございます。

ただし、同施行令第 15 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第 6 条により、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合。採択に関し、直接利害関係を有するものの不正行為などがあつたと認められる場合。文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合などに該当する場合は、採択替えを行うことができるとされております。

今回、中学校社会（歴史的分野）の採択については、株式会社自由社より、「新しい歴史教科書」が文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなりましたので、採択替えを行うことも可能となります。

また、令和 3 年 3 月 30 日付、2 初教科第 67 号通知において、採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであり、その際は東京都教育委員会の調査研究結果のほか、昨年度における採択理由や検討経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられるとされております。

次に、今回の教科用図書採択協議の経過についてですが、中学校社会（歴史的分野）の採択替えの判断を行うかどうか決めるために、自由社の「新しい歴史教科書」と、特別支援学級の教科用図書について、7月8日、7月16日に研究会を行ったほか、各委員にも教科用図書をお渡しし、さらに研究を進めていただいた上で、7月27日教育委員会臨時会で協議を行いました。

中学校社会（歴史的分野）の採択替えについての協議に当たっては、東京都教育委員会の調査研究結果のほか、区民、保護者からの意見や要望書、区立中学校社会科担当教員等の意見も踏まえた上で、昨年度の採択協議時に論点となった3点を中心に、協議を行いました。

その3点とは、新しい学習指導要領に基づいたもので、各時代の特色について、その移り変わりや相互の関連などに着目し、多面的・多角的に考え、表現できる学習となっているか。我が国の歴史と、世界の歴史を関連づけて学習できる構成となっているか。デジタルコンテンツに対応できているかの3点でございます。

協議の結果、中学校社会（歴史的分野）においては、採択替えは行わないこととなりました。

次に、中学校社会（歴史的分野）以外の中学校用教科用図書、小学校用教科用図書についても協議を行い、別紙のとおり、現行使用しているものが採択候補となりました。

また、特別支援学級の教科用図書においては、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第9条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書または同法第34条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用する必要がある場合においては、当該特別支援学級を設置している区立学校の校長の意見を聞くこととしておりますので、特別支援学級が設置されている各小中学校長からの意見をもとにご協議をいただき、別紙一覧に掲載された図書が採択候補となりました。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

今、指導室から報告いただいたように、新しく検定を通った教科書について、私たちも、昨年度の論点に沿って詳細にいろいろ検討しました。

現場からの意見でも、また教員のほうの指導する立場でも、生徒の学びについて、現在使用している教科書で大きな課題はないという報告もいただいておりますので、今回は採択替

えの必要はないと判断いたしました。

以上です。

伊藤委員

歴史の教科書については、今、田中委員が言われたとおりです。

あとは特別支援学級の教科書ですが、それにつきましては、学校によって大変多様なものになっていて、各学校の人数ですとか、どういうお子さんが在籍しているかということが違いますので、そういった多様性も生じるのかなとは思いますが、やはりどういう教育をするのに、どういうことがあるからこの教科書が必要なかということ、学校間の情報交換も含めて、丁寧に考えていただけるといいなと思いました。感想です。

以上です。

村杉委員

私も、前回教育出版の教科書が採択されたときの教育委員会の方の議論やご意見を尊重させていただきたいと思います。

採択替えは行わないということに賛成でございます。

入野教育長

ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第35号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

なお、岡本委員は本日欠席ではございますが、この教科書採択に関わる議案の内容に賛成である旨を伺っておりますので、ご紹介しておきます。

ありがとうございました。

次に議決事件の第4、第36号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

学校教育課長

第 36 号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」ご説明いたします。

本議案の提案理由は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令などの一部改正を踏まえ、介護補償の限度額などを改める必要があるためでございます。

改正の内容ですが、補足資料でご説明いたしますので、そちらをごらんください。

この条例は、区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額及び支給方法など、必要事項を定めてございます。

今回の改正は 3 番に記載のとおり、主に 2 点ございます。

1 点目は介護補償の限度額について、それぞれ(1)アからエまでのとおり引き上げるものでございます。

2 点目は、障害補償年金または遺族補償年金について、それぞれ前払一時金が支給された場合における年金支給停止期間の算定に用いる利率について、(2)のとおり改めるものでございます。

改正の内容ですが、新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表は、表の左が改正案、右が現行の条文となっております。

まず 1 ページ目から 2 ページ目にかけて、第 11 条になりますが、第 2 項中第 1 号から第 4 号までそれぞれ記載のとおり、介護補償の限度額を引き上げております。

次に新旧対照表 2 ページ目の中ほど、本条例の附則第 4 条第 5 項及び第 6 項におきまして、障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定に係る利率について、改めてございます。

続きまして新旧対照表 3 ページ目中ほどから 4 ページ目にかけて、一部改正条例の附則を記載しておりますが、附則第 1 項から第 4 項までの規定によりまして、この条例の施行日を公布日とすること。並びに改正条例の適用関係について、定めているものでございます。

資料にお戻りください。5 番の実施時期でございますが、ただいま新旧対照表でお示しましたとおり、一部改正条例の施行は公布の日からとし、改正内容の上記 3 番(1)アからウまでの介護補償の限度額を引き上げる部分は本年 4 月 1 日から。同じく 3 番(1)エの介護補償の限度額を引き上げる部分並びに(2)前払一時金が支給された場合における年金支給停止期間の算定に用いる利率改定部分は、令和 2 年 4 月 1 日にさかのぼって適用するもの

でございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

この2点の改正内容については了解しました。

教えていただきたいのですけれども、学校医、学校歯科医、学校薬剤師に公務災害補償が適用されるというのは、この3職種が、学校の中で非常勤職員という位置づけになっているからということでしょうか。

学校教育課長

こちらにつきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する昭和32年にできた法律がございまして、こちらのほうで、公務災害がございましたときには、それぞれ自治体のほうが条例を定めて支給するものとなっております。

入野教育長

他にご発言はありますか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第36号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にございませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

それでは私から1件だけ。文化庁の「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」ということで、区内にございます梅若能楽学院会館において、8月末に子どもたちのための体験講座が行われます。文化庁の指定を受けまして、この新型コロナウイルス感染症の拡

大において、子どもたちの伝統文化等の体験機会が失われており、それを早期に回復するというので、全国 75 団体が指定されて行っている事業なのですけれども、それに先立ちまして 7 月 30 日に、区内の小中学校の先生方向けに同じような講座を組んでいただいたものを見学してまいりました。

能楽堂の舞台の上立って、能楽師の方々からお話を伺ったりということで、大変いい体験だったかなと思っておりますし、参加した教員からもそういう話を聞いています。

小学校も中学校も、学習の中に能楽が入っておりますので、そういう面でも今後の授業に生かしていけるかなと思います。

区内の大事な施設でございますので、今後とも様々にご協力いただければと考えております。

以上でございます。

他にご発言がございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

本日は事務局報告の 1 番目に関して、基本構想担当課長の永見課長に、事務局報告の 2 番目、3 番目に関して、構造改革担当課長の石井課長にそれぞれご出席いただいておりますので、ご承知おきください。

それでは事務局報告の 1 番目「中野区基本計画（案）について」の報告をお願いいたします。

基本構想担当課長

それでは「中野区基本計画（案）」について、ご報告させていただきます。

初めに 1 番、改定素案に関する意見交換会等の実施結果についてでございますが、6 月下旬に意見交換会を 3 回実施いたしまして、51 名の方にご参加いただいております。

(2) といまして、区民から電子メール等で寄せられた意見としては 8 件ございました。

(3) 関係団体等からの意見聴取ということで、62 団体に対して意見聴取をさせていただいております。

(4) の改定素案に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方ということで、別紙 1 のとおり、まとめてございます。

子ども・教育に関するご意見といましては、3 ページの (2) 「未来ある子どもの育ち

を地域全体で支えるまち」、こちらでございまして、14番から23番にかけて10個のご意見ということでいただいております。

今回、ご意見をいただいて、計画の記述を直接的に直すというものはございませんが、事業の運営などにおいて、参考にさせていただきたいと考えてございます。

初めの資料にお戻りいただけますでしょうか。2番の案についてでございます。(1)の構成といたしましては、変更はございません。

(2)改定素案から案への主な変更点ということで、別紙2のとおりまとめてございます。本冊は別紙3と併せてごらんいただければと思います。別紙2でございませけれども、今回全体的な変更点といたしましては、現状データ、また生活指標の現状値、そういったところについて、最新の数値に更新したということが主な変更点になってございます。また、現状値を更新したことに伴いまして、指標の目標値についても併せて変更になっているという箇所も幾つかございます。

子ども・教育に関する変更点といたしましては、2ページ、基本目標2というところに記載してございます。施策13、こちらの主な取組の本文のところ、教育委員会からのご意見も踏まえまして、「スクールカウンセラー」を追記させていただいております。

また、事業の展開のところについても併せて同様の追記をさせていただいております。

その他の箇所については、おおむね、冒頭で申し上げました数値の変更ということになってございますので、詳細についてはお読み取りいただければと思います。

初めの資料にお戻りいただければと思います。3番、パブリック・コメント手続の実施についてということで、8月12日から9月1日にかけて、パブリック・コメント手続の実施をいたします。

4番、今後のスケジュール(予定)としましては、パブリック・コメント手続を経まして10月に計画策定ということで予定をしております。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

取りまとめご苦労さまでした。

意見というわけではないのですが、資料の33ページに基本構想からの流れが、非常にわかりやすくまとめられていて、この四つの「まちの姿」の中で、「未来ある子どもの

育ちを」という部分は、教育委員会も大きく関わる部分だと思いますので、こういうのを見て、改めて私たちもこの基本計画にのっかっていろいろ考えていかななくてはいけないのだなと感じたところです。

あともう1点教えていただきたいのですが、重点プロジェクトが提示されていますけれども、その中に幾つかの課題が重なっているというのですか。例えば、2番の「子育て・子育て環境を整備します」というところであれば、幾つかの施策が重なり合って重点プロジェクトを進めていこうということですが、この施策にはそれぞれ担当の部署が明確に示されていると思うのですが、重点プロジェクトという形で進めていくときには、具体的にはどんな形で取りまとめというのでしょうか。進めていく考えがあるのか、1点教えていただければと思います。

基本構想担当課長

重点プロジェクトに関するご質問でございます。

計画の37ページに、「重点プロジェクトとは」ということで記載させていただいておりまして、政策及び施策を効果的かつ効率的に推進していくために、組織横断的かつ重点的に対応することが必要な課題について、重点プロジェクトを設定したということで、書かれています。

施策のほうに、それぞれの事業というか、そういったものは設定しておりますが、横断的に幾つかの部が関連するものについて、主に重点プロジェクトとして進めていきたいと考えております。施策でそれぞれの部が実施するだけでは、なかなか乗り越えられないような課題について、重点プロジェクトの推進会議というものを区の中で設置いたしまして、複数の部が参加しながら、複数の事業について、どのように進めていくかということを一一つ一つ検討しながら進めていくという形で考えてございます。

田中委員

よろしく申し上げます。

伊藤委員

おまとめありがとうございます。何度も検討していただくことで、充実したものになったなと思います。

今、田中委員も言われましたけれども、子どもの命と権利を守ることですか、質の高い教育ということが重点プロジェクトとしても明確にされているので、これからそういったことがどんどん実現していくといいなということを改めて思います。

また、スクールカウンセラー等につきましても、不登校等々につきまして、身近な学校での相談窓口の一つだと思しますので、入れていただいたことで、ソーシャルワーカーですとか、多様な人材とチームで支援を行っていくという方向性も明確になったと思えます。

ありがとうございます。

村杉委員

特別な配慮を必要とする子どもたちと、その家庭への一貫した支援の充実というところで、発達に課題のある子や、障害のある子どもたちに関する理解の促進ですとか、医療的ケアを必要とする子どもたちの支援というところについて、よく検討していただいてありがとうございます。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまのご報告について、ほかに発言がございませんので、本報告は終了いたします。

ここで基本構想担当課長はどうぞご退席ください。ありがとうございました。

(基本構想担当課長 退席)

入野教育長

次に事務局報告の2番目「中野区区有施設整備計画(案)」についての報告をお願いいたします。

構造改革担当課長

それでは私から「中野区区有施設整備計画(案)について」ご報告申し上げます。

この前には、改定素案ということで、お示ししていったところですが、その後、案ということで、お示しをしております。

今、報告のありました基本計画と同じように進めておりましたので、意見交換会ですとか意見の聴取、これも基本計画と同じように進めてまいりました。

報告の1番については、そういうわけで、同じ日程で行っているということでございます。

意見として、別紙1ということで取りまとめてございます。今回もかなり多くの意見をいただいておりますけれども、子ども関係の施設の意見が多くを占めておまして、児童館のあり方ですとか、中高生の居場所ですとか、そのような意見も結構多くあったと捉えてございます。

次の2番、区有施設整備計画(案)でございますが、別紙2のとおりということではござ

いますが、前回改定素案からの主な変更点はございません。区民の方からいろいろご意見がございませけれども、今後この施設の具体の整備ですとか再編を進めていく中で、丁寧にご説明をし、ご理解を得ていきたいと思っております。

次に3番のパブリック・コメント手続でございますが、これも基本計画と同様のスケジュールで、8月12日から行うものでございます。

今後のスケジュールにつきましても同様でございますが、パブリック・コメント手続を経て10月には策定する予定でございます。ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

取りまとめご苦労さまでした。

この施設整備計画に含まれるのかどうかというのがわからないのですけれども、これから社会情勢がいろいろ変わっていく中で、施設そのもののこういった整備とか配置を考えていくのと併せて、ある施設の中で役割が変わっていくとか、例えば学校で、そういうことが起こるのかどうかかわからないのですけれども、生徒の数がすごく少なくなったことで、建物はまだ耐用年数の中で、ほかの施設として利用する部分が出てくるとかという、そういう考えというのは整備計画の中ではあるのでしょうか。

構造改革担当課長

施設の有効活用という観点かと思っておりますけれども、空いた施設の活用であったり、あるいは施設の中でのルールだったりするところも、今後のニーズに合わせて対応していく必要があるとは考えております。

おっしゃるとおり、この計画そのものはどちらかといえば整備とか配置のお話ですけれども、実際施設の運用に当たっては、より有効な使い方ができるように工夫してまいりたいと思っております。

田中委員

ぜひお願いします。

伊藤委員

これも確認になりますけれども、児童館ですとか、中高生の居場所ですとか、子どもを取り巻く地域の環境というのは大変重要だと思っております。

いろいろなご意見もいただいておりますが、拝読いたしますと、各学校のキッズ・プラザ等

と学童保育については充実をしていき、全国的に児童館については役割とか考え方が今、変わってきていると思うのですが、そういった中で中学校区ということにくくりとして、中高生の居場所ということも含めて、再編をしていかれる。そういう意味では、子どもたちのニーズに十分に答えられるということで考えてよろしいのでしょうか。

構造改革担当課長

施設の数については、特に子どもの施設、キッズ・プラザについてはこれから学校の整備に合わせて増やしてまいりますし、それに合わせて児童館の再編なども行っていきます。

子どもが過ごす環境ということを保ちながら、この再編を進めていきたいと思っておりますし、むしろよりよくなるような方向にもっていきたい。また、区民の方が活動する中で、区の直接のサービスだけではなくて、区民の方の活動によって、その地域をよくしていくといったこと。そういった区民の活動を支えていくことも視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

伊藤委員

先ほど、新型コロナウイルスの影響で子どもたちの多様な経験の機会が減っているというお話もありましたけれども、やはり子どもたちが多様な経験をする場ですとか、あとはサード・プレイスということも言われていますが、多様な人と出会いながら、いろんなところに居場所があるということはとても大事なことだと思っております。

中野区の場合は交通の状況として、行きにくいところとか行きやすいところとかということもございますので、子どもたちの生活の動線の中で、うまく多様な機会や、多様な施設が利用できるように、今後もお考えいただければと思います。

以上です。

村杉委員

今後、医療的ケアの必要な子どもたちが区立の小中学校に入学を希望された際の設備に関してはどのようにこの中に盛り込まれているのか教えていただけましたら。

参事（子ども家庭支援担当）

両面あると思ひまして、まず施設の、バリアフリーでありますとか、ユニバーサルな施設の整備も必要だと思いますし、またその支援をするための人員体制ということでは、やはり看護師の配置ですとか、そういうものが求められてくるであろうと考えてございます。

今後、そういう方向につきましては、内部でも検討を進めながら、個々の事例に応じまして、細やかな対応が必要かと考えてございますので、進めていければと思っております。

入野教育長

先週の小中学校の改築計画の中でも、バリアフリーは十分に考えていくということで、その先にある課題かなとは思っております。適切に対応していきたいと思っております。

他にご発言がないようでございますので、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の3番目「中野区構造改革実行プログラム（修正案）について」の報告をお願いいたします。

構造改革担当課長

それでは、中野区構造改革実行プログラム（修正案）ということでご報告申し上げます。

前はプログラムの（案）ということでお示ししておりましたが、その後、区民意見等を踏まえまして、内容精査をして、一部修正をいたしましたのでご報告するものでございます。

区民の意見につきましては、別紙1ということで、意見をいただいております。

これもやはり様々意見をいただいております、具体的な取組についてのご提案などもございました。

今後、こういった案を踏まえて、取組に生かしていきたいと思っております。

それでは次の2番の修正案でございますが、別紙2のとおりでございます。

まず別紙2の2ページでございますが、プログラムの目的と位置づけ、この三つ目につきましては、構造改革の推進体制ですとか、あるいは職員の意識改革といった項目について、追記をしたものでございます。

また、その先ですが、10ページになりますけれども、基本指標といったところでございます。そのこの囲みの部分、基本指標1と3と6については、より具体的にわかりやすくということで、解説文を追加したものでございます。

それから12ページからの基本指標のところですが、2020年度、昨年度の数値については今、集計をしているところでございまして、この策定の段階では集計中の数値を入れ込んだものとして策定する予定でございます。

その先、34ページになりますけれども、個別プログラムの中で、図書館のあり方の検討といったところでございます。この中の想定する成果といったところで、前回の案では、具体例ということでお示ししておりましたが、今後、図書館のあり方については、庁内で検討してまいりますので、想定する成果ということで、あり方の検討ということで修正をさせていただきます。

それでは本紙に戻りまして、今後のスケジュールでございますが、この構造改革実行プログラムについては8月下旬に策定をしていきたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

入野教育委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

構造改革というのはとても難しいことだと思うのですが、ぜひ意識というところも含めてしていただけるといいのだろうなと思いますのと、今、お話もありましたが、特に教育に関することとして、図書館ということにつきましても、蔵書の充実はもちろんのこと、単に本があるということではなくて、様々な知のセンターといいますか、知的ないろいろな情報を区民の方にアクセスしやすくしていくということですか、様々な図書館の意義というのがあると思いますので、またそういったことも踏まえてお考えいただけるのかなと思いました。

以上です。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

ここで構造改革担当課長はどうぞご退席ください。ありがとうございました。

(構造改革担当課長 退席)

入野教育長

それでは事務局からその他報告事項はございますでしょうか。

子ども教育施設課長

私からは口頭にて、小学校の旧校舎解体工事現場で発生した事故につきまして、報告させていただきます。

令和3年8月3日火曜日でございますが、旧美鳩小学校校舎解体工事現場におきまして、作業員の方の死亡事故が発生いたしました。

現在は警察そして労働基準監督署によりまして、事故発生の経緯等につきまして、調査が進められている状況でございます。

区といたしましては、今回の現場だけでなく、現在区が発注しているほかの全ての工事現場におきまして、施工業者に対し、改めてさらなる安全管理の徹底を求めてまいります。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。

またこういったことが起こらないように、ぜひ、対応をお願いできればと思います。

一つ、今回の旧美鳩小学校ですけれども、昨年の夏まで使用していたわけですけれども、そのとき使っていた生徒たちに今回のことを伝えるとか、そういった対応について何かあれば教えてくださいとお願いします。

子ども教育施設課長

今回の事故の件につきましては速報としまして、学区域内の中学校、明和中学校になりますけれども、明和中学校のほうと、あともともとの美鳩小学校のほうにまず情報のほうは提供させていただいております。

現在まだ事故の原因等もはっきりしてございませんので、その上で何らか、児童・生徒の皆さんにお伝えする必要があるかどうか、今後、学校側とも話し合いを進めながら判断していきたいと考えてございます。

田中委員

よろしく申し上げます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ございませんので、本報告は終了いたします。

それでは最後に事務局から次回開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回は令和3年8月27日金曜日10時から当教育委員会室で開催いたします。

以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第22回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時45分閉会